

講演録

## グローバル立憲主義と比較憲法学の展望

— 「市民社会」志向の憲法学は可能か？ —

主 催 白鷗大学法政策研究所

開催日 2018年12月22日

講演者 慶應義塾大学教授

山 元 一

**岡田順太（法政策研究所長）** ただ今より白鷗大学法政策研究所学術講演会を開会させていただきます。本日は慶應義塾大学大学院法務研究科の山元一先生にお越しいただいております。まず初めに、法学部長の清水正義より皆さまにごあいさつをさせていただきます。

**清水正義（法学部長）** こんにちは。法学部長の清水正義でございます。本日、法政策研究所の学術講演会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。白鷗大学の法政策研究所は、栃木県の内外の法学、政治学のセンターとしてここ20年ほど学術講演会あるいはシンポジウムなどを企画してまいりました。本日は慶應義塾大学の山元一先生をお招きしまして、貴重なお話をいただけることになりまして大変名誉なことだと思っております。それから、その後のシンポジウムにご参加くださる先生がた、お忙しいところわざわざお運びいただきまして大変ありがとうございました。

この機会に、少しだけ白鷗大学の紹介をさせていただきます。白鷗大学の法学部は1992年に設置されまして、今年で26年を迎えます。この間2004年に法科大学院が設立



Hajime YAMAMOTO

されまして、同じ年に小山駅前のこの新キャンパスが完成し、法学部がここに移転しております。ご承知のような情勢の中で、法科大学院を昨年廃止させました。その間に36名、司法試験の合格者を出しまして、短い期間ではありましたが私ども白鷗大学としては貴重な遺産と受け止めています。この会場があります建物は、今年の2月に竣工されたものであります。まだ全くの新品でございます。この真新しい校舎でこのような意義のある学術講演会を開くことができまして、そしてお越し頂いた先生がたに使っていただきまして

大変うれしく感じているところでございます。

さて、今日世界を見渡しますと、一方でグローバルズム、他方でナショナリズムが台頭していて、諸地域でさまざまな内在化していた矛盾が噴出しつつあるというふうに見えるのではないかと思います。アメリカでのトランプ現象、あるいはヨーロッパでの反移民政策といいたいでしょうか。それから右派的な政党の台頭、イギリスでのBREXITの問題、アジアでは中国の経済的な拡張がありますし、朝鮮半島に見る緊張もあります。中東やアフリカではいわば泥沼化する内戦状態でありまして、日本国内を見渡しましても沖縄の普天間基地の移転問題を巡って、国家の安全保障という問題と各地域の負担分担をどう調節するかという問題があります。さらに、憲法改正を巡って安倍内閣の攻勢的な姿勢とそれに対するといいたいでしょうか、それに直面して日本国民の一種の不安感、あるいは方向性の喪失感というふうなものも見られるように思います。

こうした非常に複雑化する諸問題を抱え、それらを解決するような包括的な視点をどう構築できるか。あるいはそれを横断する新しい規範的秩序というものの構築ができるのかどうか、それ自体が私どもに今、問われているような気がいたします。本日の講演会とその後のシンポジウムが、こうした複雑な情勢の中で憲法学の分野から私どもの関心を喚起して、さらに将来の方向性を示唆するものになることを期待いたしますとともに、諸先生がたのご研究が立派な成果を取ることができまうように祈念をいたします。簡単ではございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

**岡田** ありがとうございます。なお、今回の講演会は、広島大学の新井誠先生が代表を務められます科研費のプロジェクトとの共同開催です。後半部分では、科研のメンバーが

コメンテーターとして、山元講演に対する疑問、批判、その他をぶつけることになっております。そこで講演に先立ちまして、新井先生から研究のご趣旨を簡単にご紹介いただきたいと思ひます。

**新井誠（広島大学教授）** ご紹介にあずかりました広島大学の新井と申します。今日は岡田先生からご紹介いただきましたように、こちらの学術講演会に我々の科研費に基づく代表者・分担者が参加させていただき、コラボ企画とさせていただきます。日本学術振興会の科学研究費補助金というものがあり、「これこれこういう研究をしたい」と説明し、それが認められると一定の研究補助金が付くシステムがあります。「日本憲法研究の国際比較」というタイトルで、その副題を「グローバル立憲主義の形成における日本憲法の寄与可能性」とする研究をさせていただいております。

具体的に何をしているかを説明します。これについて憲法学が専門ではない方もいらっしゃると思ひますので簡単に憲法学の実情、状況をお話しします。憲法学では、日本国憲法の解釈が求められておりますが、他方で、多くの憲法学者が、大体どこかの外国の憲法の研究を、一つあるいは二つ以上程度で行います。ただ、基本的に比較対象となる外国は、アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスといった、いわゆる先進主要国に限定されております。

それらを日本国憲法の解釈や議論に活かしていくという話になるわけですが、ただ、歴史的な経緯としては、先ほどの4カ国を中心に取り入れるということが憲法学の伝統であるとしても、現代ではそうした状況が異なってきたのではないかとこの疑問がございます。逆に言うと、実は、日本の現況において、日本国憲法がいかに運用されてきたのかといったことを逆に外国にも伝えるとどうい

とが起きるのか。あるいは、伝えることを前提とするとしても、諸外国において日本国憲法がどういうふうな理解をこれまでされているのか、この二つのことを考えることになります。この点、少し調べてみますと、日本が諸外国—先ほど言ったような主要国—に対して持つ熱量ほどまでに、諸外国が日本について情報を期待してはいない状況がわかります。こうした不均衡な比較関係は、現代のグローバルな立憲主義の下では、それ自体が少し異質なことではないか、もっとフラットな関係にできるのではないかといった期待がされるように思います。

以上を受けて、我々の研究会は、日本憲法の外国での研究状況を調べたり、また、英米独仏といった比較対象国以外の国の比較憲法などを検討したりすることにより、フラットな比較憲法、あるいは新たな比較憲法のあり方を発見できないかといったことを考えています。そうした観点から、今日の山元先生のご講演は非常に意味があります。山元先生は、いわゆる伝統的な英米独仏を比較対象とする憲法学を当然熟知された上で、なお、そこを超えていく作業を積極的に試みて、現代のグローバル社会の中での立憲主義のあり方について追求されている先生です。こうしたことから私たちも非常に期待をしてこの場に向かった次第であります。少し長くなりましたが、私たちの科研のテーマにおける問題意識を共有していただき、今日の山元先生のお話を聞いていただくと非常に面白いものになるのではないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**岡田** ありがとうございます。それでは、山元先生、よろしくお願いいたします。

**山元一（慶應義塾大学教授）** ただいまご紹介に預かりました山元一と申します。本日はよろしくお願いいたします。慶應義塾大学の法務研究科で憲法を担当しております。今回、直接は岡田先生からお声を掛けていただいて、白鷗大学の法政策研究所に招いていただきまして、こういう機会をいただけるのは本当に光栄に存じます。またその後、私の話についていろいろ厳しくご批判いただけるとことで、大変恐ろしいと同時に楽しみにしております。

内容は、大変恐縮ですが、一般向きというよりも、学界レベルでこういう話をしているという水準のお話をさせていただきます。もちろん、何かご質問とかしていただければ深い基礎知識とかがなくてもお分かりいただけるような形で、補足的な説明などはさせていただきます。

さて、それでははじめさせていただきます。皆さんのお手元に17ページのレジュメを用意させていただきました。このレジュメは私が既に発表した論文<sup>1</sup>と、それから今後印刷される論文の二つを組み合わせたものです<sup>2</sup>。それに付け加えて、最後のところで、象徴天皇制の問題を現代日本市民社会論のアンクルから憲法学として論じたらどうなるだろうか、ということにつきまして、各論的な考察をさせていただきます。

それでは、レジュメのほうをご覧ください。冒頭に岡田先生が昨年中心となって出版された『憲法のこれから』という本の中で書かれていたフレーズをちょっと引用させていただきました。「密教なら奥の院で秘儀の継承をするのが良いし、顕教なら辻説法が相応しい。ただ、個人的には、それらと一線を画し、科学の一領域として専門知を提供する『これから』に微力ながら貢献したいと思う。」とい

1 山元一「覚書：グローバル化時代における『市民社会』志向の憲法学の構築に向けて」『法律時報』90巻10号〔2018年〕74頁以下。  
2 山元一「グローバル化時代における『市民社会』志向の憲法学の構築に向けての一考察」『植野妙実子先生古稀記念論文集 憲法理論の再構築』（敬文堂、2019年）155頁以下。

うのがそれです。岡田先生のおっしゃるように、私もまた「科学の一領域として専門知を提供する」、ということが憲法学の重要な使命である、と考えております。このような立場を前提として、グローバル立憲主義論や比較憲法学がどういう貢献ができるのだろうか、というのが本日のテーマです。私は、市民社会というあり方を、日本というこの土地で豊かなものにしていくにはどういうことができるんだろうかという問題意識を持っておりますが、それを専門知を通じて行うというアプローチに、私はすごく共感しているものですから、冒頭で引用させていただきました。

## 1. 序 論

きょうのご報告のお話しさせていただく内容の基本的な問題意識は、グローバル化といわれる今日、今そしてこれからの憲法学は日本社会をしっかりと市民社会にしていくためにはどういう貢献ができるのだろうか、ということになります。この議論は、その前提として、これは今の日本社会がここでいう市民社会としてきちんと機能しているのかについての、一定の反省なり批判的な意識があります。ここでは、日本法制史で大変有名な水林彪先生の比較法制史論と私の直接の学問上の師であるところの樋口陽一先生の比較憲法学を比較し、そしてそれをもとにして今後の比較憲法研究のあり方、そして各論としての天皇制の問題をお話しさせていただきますと思っています。

市民社会という観念は、戦後の日本の社会科学ではよく使われてきた言葉です。戦後しばらくの間日本の社会科学ではマルクス主義の影響が強く、そこでは、市民社会は、負のイメージがありました。つまり、政治的権力を持たず、アトム化した個人が純粋に経済的な関係のみを持つというのが、市民社会の悪

い意味でのイメージでした。その後、戦後社会の発展の中で市民社会観念は、むしろプラスのイメージを持つようになっていきます。これは日本だけの現象ではなくて、欧米各国で「市民社会のルネサンス」がいわれるようになります。

## 2. 目標概念としての市民社会

その最も代表的な例を挙げれば、ユルゲン・ハーバーマスです。ドイツの有名な社会哲学者で、『公共性の構造転換』が大変有名です。1962年に出版されたのですが、90年代に新版が出ます。その付された序言で、「市民社会の再発見」について言及されました。その内容は、自由な意思に基づく非国家的・非経済的な結合関係の重要性です。

これをもうちょっと分かりやすく説明していたのが山口定教授です。＜目標概念としての市民社会＞がキーワードです。そこでは、①国家や官僚制の支配から自立した社会という意味での社会の自立、②封建制や前近代の共同体からの個人の自立した社会、③大衆社会や管理社会の中に人々が絡め取られている中で自立性を回復していく、①から③を踏まえた上で、その中から公共性を創出して社会や国家に働きかけていくという構図です。

## 3. 「市民法の不全」

日本社会をこのような意味で市民社会にすることができるのか、が問題となります。水林先生は、この点について「市民法の不全」という言葉を使って、市民社会が未だ日本社会ではつくることができていない、と考えておられます。これは別に水林先生の特異な考え方というのではなくて、割と多くの人たちが共有している考え方で、私が属している憲法学者のコミュニティーの人々でも、多かれ少なかれ共有している認識ではないかと思う

わけです。もしこういった意味での市民社会が一つの理想として考えることができるとするならば、そういったことのためにどういふ比較憲法学を行い、今後どういふ展望をしたらいいのか、ということになります。

#### 4. 国家と市民社会

法制史学者の水林先生のお話をなぜさせて頂いているかという、2018年の5月13日に水林先生の古稀記念シンポジウムに憲法学者としてコメンテーターと呼ばれて、それでお話をさせて頂いたということが背景にあります。なぜ私が憲法学からお声が掛かったかといいますと、やはり理由があるところでありまして、具体的には二つの理由があります。一つは、大学院生時代からフランス憲法を中心に研究したのですけれども、そのときフランスの憲法思想やフランス国家についての捉え方について、水林先生の比較法制史論の議論から大きな示唆を受けた、そういう意味で影響を受けているというのが一つです。もう一つは、これはその約20年後、日本で憲法と民法の関係を考え直そうというテーマが一時非常に盛り上がったことがあり、特に、フランスで革命後に成立する市民社会について、それをどういふイメージで捉えるかが、大きなテーマとなりました。

憲法民法関係論についての水林先生の議論に非常に影響を受けました。ただこれについては、最初の影響があったので、次の影響を受けたということが、ある、と思っていますので、2の影響を受けた背後にやっぱり1の影響があったなというふうに感じております。もうちょっと解説しますと、市民社会という問題を語るというのは、実は国家を語ることにほかなりません。市民社会の意義や構造を考えることは、それを目指すために国家というのはどういふ意味や役割を持っているかを考えることになります。市民社会を考えるこ

とと国家の果たすべき役割を考えることは、裏表の一体の面があります。ですから法律学的にいうと、国家を主要な規律対象とする憲法と市民社会を主要な規律対象とする民法の中に、このことが直接に反映されることとなります。

#### 5. 法解釈と歴史認識

ここで触れておきたいのが、法解釈するときにどういふ方法で行うか、歴史的な認識を法解釈にどういふふうに生かすかという問題です。法学者が法を解釈するときは、様々な手法に依拠して解釈論を提示しますが、その中で一定の意味を持つのは、その解釈者の持っている歴史的なフレームワークです。そうすると、そのフレームワークと実際の法解釈がどのような関係を持つか、ということが一つのテーマとなります。

水林先生自身は憲法学者ではなく法の歴史家ですので、自分のやることは解釈論と関係がない、と断言しておられます。つまり自分のやることは歴史学者の仕事である。しかし、憲法学者は解釈を行っている。こういうふうに分けるのですけれども、しかしそのような形で二つをうまく切り分ける問題ではない、というふうに考えられます。

この点について、イギリス法の専門家として大変著名な戒能通厚先生という方がいるのですが、彼は、水林先生の議論について、「法史論であるのか、『解釈論的法学理論』であるのか、もとよりこれは、法の歴史の研究方法论とその目的にかかわり、水林の方法の独自性と評価されるべきであろう。いずれにせよ、法と歴史の関係についての、かなり基本的な問題が、ここにはある」といっています。

#### 6. 杉原憲法学における法解釈

そこで想起されるのが、杉原泰雄先生の憲

法学です。杉原先生はフランス憲法思想史におけるプーブル主権論に注目して、日本国憲法の各条文や制度の解釈は、ここでいうプーブル主権論に立脚して行わなければならない、そういうふうにして解釈することが、より科学的な憲法解釈になると主張されました。私が見るところ、恐らく水林先生が提示された比較法制史論に基づいた憲法論と杉原先生のプーブル主権に基づいた憲法解釈っていうのは基本的には同じ発想に立っているのではないかと考えられます。いずれにせよ、そういう形で水林先生、あるいは杉原先生は一定の歴史的な認識に基づいて憲法に関する発言を、杉原先生は憲法学者として非常に積極的に、それから水林先生は控えめな形ですが、憲法学に大きな影響を与える形で、それぞれ議論をされてきたのではないかと私自身は考えているところです。

## 7. 「国制史」論的視角

次にしたいお話は、「国制史」論的視角、というアプローチの仕方です。これは、日本から西洋を見るときにどういふふうに西洋社会を認識するかについてのアプローチの仕方です。従来の一般的な見方に従うと、非常に日本は遅れた社会であって、西洋社会は非常に進んでいる社会である、と考えられていました。これは明治維新の頃であれば非常に説得力のある見方であったでしょう。私たちは近代法を持ってないから、それを西洋から直輸入して少しでも早く近代化しなければいけない、という問題意識に基づいて、実際日本の法制度改革が行われたわけです。例えば伊藤博文が自分からわざわざヨーロッパへ視察旅行に出かけて、その経験を元に大日本帝国憲法の制定の非常に大きな役割を果たしたのは、その一つの表れですね。

実は、伊藤博文の選択が示しているように、同じ西洋でも、民主主義の進んだ英米仏と遅

れたドイツを対比させる見方が広がります。実際、明治政府を担っていった人々は、君主の力の強く、民主主義の弱いドイツを範とする憲法を制定します。

こうして、西洋近代といってもいろいろあるけれども、伊藤博文の選択とは異なり、日本を民主主義化していこうとする人々は、英米とフランスはその中でも先進的な社会であり、それに比べてドイツは近代化が遅れた社会であるとする見方に立ちます。そしてこのような対比がかなり一般化していきます。このような考え方は、経済史学におけるマルクス主義の影響の大きさと結びついて、次のような考え方に帰着します。西洋ではイギリスとフランスが進んでいた。これは産業革命が進んでいたことによって説明がつく。これに対して、ドイツの近代化が遅れたのは経済的な発展が遅れたからだ、という説明になります。このような図式に立つ限りは、フランスの国家や社会の独自性はあまり意味がないわけです。イギリスとフランスでは経済が進んでいて、日本から見たらすごくまばゆい市民社会がすでにそこにあった、と。だから、イギリスとフランスの法制度を学べば日本の市民社会もずっと今よりも優れたものになる、あるいはイギリス人とフランス人がもっているような近代的な考え方を持てば、日本の人々も民主主義的な考え方になる、あえて単純化してしまうと、そういうことになるわけです。

## 8. イギリスとフランスの対照的性質

しかし西洋の社会科学が進んでくると、イギリスとフランスっていうものを両方ともそういう先進国として簡単に同じカテゴリーに位置づけていいのか、という問題が生じてきました。このような批判的な視座が国制史論的な考え方です。法を少し勉強した人なら分かると思うのですが、英米では、大陸

法に見られるような公法と私法の分離が生じていません。行政事件は行政裁判所が管轄するという分離はなく、一つの裁判所が公法の問題も私法の問題も取り扱う、それが英米法の考え方ですね。それに対して、公法と私法が厳しく分離されるのが大陸法の国だといわれます。これがフランスとドイツだ、ということになるわけですね。そうすると、今のようフランスやイギリスが一体となって先進国だっという考え方から、どうやって今いった、片やイギリスはアメリカと共通の考え方で、逆にフランスとドイツは大陸法的な公法と私法を明確に分ける考え方だっというのが説明がつくのか、そういう簡単な事実も含めて、今のようイギリスとフランスを一体化する見方では全然説明ができない、こういうことになるわけですね。

## 9. 経済発展段階論に基づく比較憲法学の問題性

そうすると、憲法の歴史を考えるためには、国家と市民社会の関係をどういうふうに認識するかということが非常に重要なはずなのに、そういった観点が捨象され、もっぱら経済的な発展の図式に沿って国家や憲法の問題を考えてしまうことの問題性が明らかになります。こうして、国制論的な考え方は、近代化についての経済主義的な考え方に対する根本的な疑問から生じているわけです。すなわち、経済が発展しているか発展していないということだけでなく、国家と社会の関係、その歴史的な関係性というものをよく捉えないといけな、とされるわけです。水林先生の批判によれば、樋口先生が1977年に『比較憲法』を出された時の憲法史の認識枠組は、今見た経済主義的な考え方に立脚していた、ということになります。

## 10. 比較憲法における類型化論

こうして、比較憲法学は、一体どういう類型をつくって、どういふに諸国家の憲法的な発展を分析していけば、世界の憲法現象を理解していくことができるかが、テーマとなります。かりに、経済発展だけ考えますと、段階論的な考え方になります。つまり、それぞれの国の経済がどのくらい発展しているかっということだけ考えていけば、すぐく発展してる国が100なら全然発展してない国が0だから、そのものさしの0と100の間に全ての国が位置づけられて、全ての国が0から100に向かって前進することが課題となります。具体的にいえば、「今、この国は50ぐらいですねとか70ですね」、というふうにして基本的な位置を測定して、それぞれの経済発展段階ごとにどんな憲法の類型ができてくるかを観察することになります。このような考え方は、今日ではとても陳腐な考え方に聞こえますが、マルクス主義に非常に大きな影響を持っていた時代では、経済が社会全体を規定するというのが、社会認識の基本的テーゼでしたから、大きな影響力がありました。

同じ資本主義でも経済発展の仕方に先進国型と後進国型の二種類がある、というのが、樋口先生の依拠した大塚久雄＝高橋幸一郎経済史学の考え方でした。イギリスやフランスは「下からの革命」を実現した国だったのに対して、ドイツはそれができずに「上からの改革」を行って資本主義を進めた、と。こうして、樋口先生の比較憲法学は、経済的な型の理論で、アメリカ、イギリス、フランス的な先進的な資本主義の発展の型とドイツ的な遅れた資本主義の発展の型があっ、そこを分けるところから憲法史を見ていくことが彼の基本的な構図となります。

## 11. 比較憲法史における日本の位置づけ

この図式に日本を位置づけると、明治維新以降の歴史は、「下からの革命」ではなく「上からの改革」によって進められてきた、ということになります。先進国型はイギリスやフランス型の資本主義の発展であり、後進国型はドイツ、そしてアジアでいえば日本が具体例ということになります。このような経済の発展の仕方に対応した憲法が生み出された、ということになります。この図式に当てはめると、日本やドイツでイギリスやフランスのような市民社会をつくるためには、その社会で発展した精神的な態度、かつてはエートスという言葉が使われましたが、そういう精神的な態度を遅れた国であるドイツや日本の国民は学びましょう、ということになるわけです。ここで面白いのは、こういう型を論ずる当時の人たちは日本型っていうふうには論じないことです。アジア型とか日本型っていうふうには、日本の現象についての話をまとめようとはしない。

文化人類学的アプローチからすると、アジア型とか日本型とかさらにもっと違う型があって、私たちは多様な型を研究しなければならないことになると思うんですけども、むしろそういつてしまうとアジア型や日本型はとされたアジアや日本は、そのような型から抜けられなくなって、健全な市民社会を作り出すことができなくなる、と考えていたと思います。そこで、型といっても宿命論的な型ではなくて、よい社会を目指すために、取りあえずまず一定の型として位置づける、ということになったのだと思います。

## 12. 水林・比較法制史論における日本

これに対して、水林先生において日本はどのように位置づけられるのか、と申しますと、「市民法の不全」ということになります。そ

してこのテーゼが、極めて歴史的に論証されています。水林先生の『天皇制史論一本質・起源・展開』を拝見しますと、西洋では権力を法的にコントロールする思想が生まれそれが実現されてきたが、日本の法的風土では歴史的に見てそれが実現できない、というテーゼが提示されています。例えば、現代の刑事手続法の特質については、現代の日本の刑事法は近世の武家法に近く、その特質は律令法に遡るものとして理解されています。だから今、カルロス・ゴーンが逮捕されて、西洋から日本の刑事手続における人権保障の脆弱性についての批判がなされていますが、恐らく水林先生からみれば、その原因は古代の律令法に遡るわけです。

## 13. 比較西洋憲法史および比較西洋憲法思想史論としての比較憲法

ところで先に申し上げた樋口陽一先生の著書『比較憲法』についてですが、比較と銘打っていないながら、今から見ると当時のソ連・社会主義圏やアジアのことも書いていないし、もちろんアフリカのことも書いていない。イギリス、アメリカ、フランス、ドイツの4か国についてだけが書いてあるわけです。したがって、この本の実質は、比較西洋憲法史および比較西洋憲法思想史論ですね。私自身この本に魅了されて憲法論をはじめた、非常に魅力のある知的な世界ではあるんですけども、ここで展開されている比較憲法学は、非常に特殊な使命を帯びた比較憲法学であったということになります。つまり、ここで『比較憲法』が対象としている西洋の憲法思想と憲法実践を、これからの日本が取り入れていて、自分たちも西洋人に法や政治の世界はどれだけ近づけるか、もっぱらそういう実践的な意識に基づいていた、ということになります。その中でも、先ほど触れましたように、特に遅れたドイツと進んだイギリス・フラン



スという類型・区別が非常に重要視されることとなります。つまり憲法の観点から見た場合、長い間ドイツは非常に遅れた国だっという認識が広く行き渡っていて、具体的には国家に対して個人がきちんと自律している社会ではない、という意味です。

さらに戦後ドイツ憲法では、「闘う民主制」という考え方がとられました。この考え方は、<一人一人の人になるべく自由な意見をいわせれば、いい社会になる>、という楽観的な考え立たず、ネオナチや共産党を念頭に置きつつ、そういう思想を持った人が現れたら、自由で民主的な社会を防衛するために、徹底的に禁圧しなければならない、という考え方です。また、抵抗権についても、イギリスのジョン・ロックの抵抗権論は、政府による権力の濫用に対して人民が立ち上がるという自由主義的な考え方ですが、ドイツの抵抗権は、国民はみんなこの憲法秩序が壊されそうになったら、一緒にこの憲法を守るために立ち上がらなければいけない、という考え方です。ですから抵抗権というよりも、むしろ抵抗義務ですね。ですから、現在のドイツ憲法には、国民を義務づける憲法という側面がある、ということになるかと思えます。

#### 14. 憲法学の constitution

これに対して、樋口先生の考え方によると、西洋のまともな市民革命をやった国は、個人と国家っていう、個人にとって国家っていうのは徹底的な他人である、という考え方が根づいている、というんですね。国家に対する原理的な他者性です。従来のメインストリームの日本の憲法学・比較憲法学を引っ張ってきた思想の中核的な部分が明るみに出されている、と思えます。レジュメには、「樋口憲法学の体質」と書いたのですが、実は constitution には、体質や傾向と

いう意味があります。ここでは日本憲法学の constitution を問題にする視点が重要だと思います。つまり、憲法学がどういう性質を持っている、何を語ろうとしているのか。それを客観的にきちっと認識するっていうことが重要だと考えます。

実はあけすけに樋口先生が、自分の基本的態度を語ってる鼎談があつて大変面白いです。憲法とか広くいえば比較憲法的なお話をしている文献の中で、次のようにいうんですね。「われわれはフランス社会に責任を負ってるわけじゃなくて、日本社会に責任を負ってる。日本社会を良くしていくためには日本社会を悪しざまに言う義務があるわけです。フランス社会の欠点を述べる義務はない。そこが決定的に違う。だから、日本もこうだがフランスもこうだという、逆に日本もこうだがフランスも悪いところだけじゃないという、それは評論家がやることであつて研究者がやることではない」(レジス・ドゥブレ他『思想としての<共和国>：日本のデモクラシーのために〔増補新版〕』)。

なるほど、この発言は、どのような発想で比較憲法学の考察が行われているのかが明確に理解できてとても面白いです。ただ、率直に言って、これは真逆じゃないかという感じがします。つまり評論家は、特定の選好を有する読者や視聴者やスポンサーのニーズに応える言説をたてることによって始めて、生計が保てる。研究者は、そんなことに関係なく、職責において知的廉直性のみを手掛かりに公正な観察を展開することができる。樋口先生的な考えだと、考察を始める前に最初から非常に強いバイアスを意図的にかけた上で、それで憲法学・比較憲法学的な議論をしよう、ということになるのではないのでしょうか。これが、今日のお話の冒頭で、科学の一領域として専門知を提供することに本当になっているのか、というのが私の基本的な批判意識です。もっと知的廉直性っていうのを大

切にした比較憲法学っていうのができないのか。これからの時代の日本にとっては、このような姿勢が重要なのではないか、と考えます。

## 15. 日本社会に対する絶望的な確信

水林先生と樋口先生に共通する要素として、次のような考え方があるように思われます。日本の社会の体質はいわば岩盤的なもので、それはもう変えることがほとんど不可能な構造をもっている、その中身は、国家権力に対して国民は、結局従順な態度を取ってしまうという構造であり、この点において日本社会は西洋社会と比べものがないほどひどい、その絶望的な確信を胸に秘めつつ研究するのが、日本の憲法学者の使命である、と。もしそうだとすると、日本における正統的立憲主義学派に属する論者として認められるためには、この絶望的な確信を共有することが大前提になるということになります。いわゆる<抵抗の憲法学>ということになるのか、と思います。

## 16. ライオンと憲法

従来憲法学では、憲法はもっぱら国家を拘束している、憲法は個人を拘束するものであってはならない、というテーゼが前提におかれてきました。これに対して、戦後ドイツ憲法は、これとは逆に、個人も憲法に拘束されるし国家も憲法に拘束される、という考え方にたっています。したがって、従来憲法学は、このような考え方は、遅れた考え方であり、本来の憲法の考え方ではない、と考える傾向にありました。

最近話題になる憲法についての例え話として、憲法をライオンのおりに例えて、国家というライオンが外に出て国民に危害を加えないようにするのが憲法の役割である、という

があります。この構図においては、人権は、もっぱら国家に対抗して主張するものと捉えられます。このような考え方が、日本の代表的な最高裁判例にも現れています。三菱樹脂事件判決がそれです。この判決では、近代憲法の流れをくむ日本国憲法の保障する人権規定は、原則として国家のみを拘束するとされています。

## 17. フランス革命期の国家と人権について の見方

ここで問題となるのは、革命直後の1789年に人権宣言を出した当時のフランスでは、一体どのように考えられていたか、ということです。フランス革命のときの国家についての捉え方は、私たち市民の集まりである。私たち市民が集まっているその集まり自体が国家である、という考え方だと思います。この考え方では、国民イコール国家になります。ですから、市民の集合体の外に国家があって、それが他者として国民を拘束する、という発想は、革命期のフランスの思想ではないのではないか、と思います。1789年人権宣言16条が大変有名です。これは、<権利の保障がされておらず、権力が分立していない全ての社会は憲法を持たない>、という内容の規定ですが、そこでは、「国家」ではなく「社会」という言葉が使われています。また、人権は必ずしも対国家的な主張に限定されるわけではない、と考えられています。水林先生がそのことを明確化する論文を書かれたのですが、そうしますと、先に言及しましたようにフランス革命期の国家と社会の関係は、日本で近代の立憲主義と理解されてきたものとは、大きく異なることになります。このような日本の議論は、基本的な認識そのものが非常にイデオロギー的なものだったのではないかと、ということになります。

## 18. 方法論的ナショナリズム批判に立脚した憲法学

さて、ここからは、これからの日本の憲法学はどのようなアプローチで考察を進めていけばいいのか、ということについて考えてみたいと思います。私としては、「方法論的ナショナリズム批判」に立脚した憲法学を展開していきたいと考えています。

まず、「方法論的」という言葉のつかない「ナショナリズム批判」、というのはわかりやすいと思います。つまり個人や国民よりも国家の存在を大切に考えて、国民がひどい目に遭っても国家が生き延びることを第一に考える、とか、あるいは、国民は大切にすけど外国人は排斥すとか、そういうのがナショナリズムですね。このような考え方を批判するのが、「ナショナリズム批判」ですね。でも、これは方法論についての批判ではありません。ここでいう「方法論的ナショナリズム」っていうのは、考察の視座として常に国家を中心に見る、ということです。国家があつて初めて憲法が生み出される、立憲主義の前提は近代国家である、と決めてかかる考え方です。この発想に従うなら、近代国家があつて初めて人権があるというふうに必ず国家をまず立てないと、次の議論が出てこないことになります。

## 19. 現代日本憲法学と「方法論的ナショナリズム」

多くの日本の憲法の教科書では、この「方法論的ナショナリズム」に立脚していると読めます。憲法の教科書の冒頭は大体、国家と憲法になっている。まず国家から入ることです。でも、憲法ってそういうふうに本当に国家を前提としないといけないのだろうか、こういうことになるわけです。そういうものをいったんかっこに入れて考えることは

できないのか、ということになります。再三引き合いに出してきた樋口先生ですが、樋口先生は、学問的考察を行うときは常に方法論を明らかにしてなされるので、認識もしやすいし批判もしやすいところに、特徴があります。樋口先生は、「方法論的ナショナリズム」に立脚した憲法学を行う姿勢を明確にしています。

## 20. 方法論的ナショナリズム批判とグローバルヒストリー

「方法論的ナショナリズム」を脱却して新しいパラダイムのもとで、これからの憲法学やもう少し広く公法学を展望したら、どのようなものとなるでしょうか。この地球上の社会自体が相互に関連しながら同時代に進んでいる、そういう発想の中で考えることが求められるでしょう。グローバルヒストリーは現在に至る人々のさまざまな共同性のあり方、人々が生きてきた空間のあり方を個のレベルからと地球全体のレベルからの二つの視点が交錯する中で描き出すとともに、近代という時間的な限定性の中で地球を覆うことになった国民、国家の相対的な位置づけをそこにおいて行うという課題を担うことになります。

その際重要になるのは、国民国家を相対的に位置付けるという視点で、国民国家を絶対化しないということです。冒頭、清水学部長が「規範的秩序」という言葉を使われましたが、まさにこういう認識をもとにした「規範的秩序」をどういうふうに構想できるかということが今日の重要な課題となる、と考えられます。

例えば、安倍政権が立憲主義を踏みにじっているというのは、よく聞かれる批判だと思いますが、グローバルな観点から見ると、これは、「立憲主義の権威主義化」現象として考察されることができません。これは世界中で立ち向かうべき問題となっています。どこの

国も立憲主義的秩序に向かうモーメントと、非立憲主義的あるいは反立憲主義的秩序に向かうモーメントがあり、例えば近代立憲主義のお手本とされてきたアメリカだってトランプ大統領のような人物が登場してきた訳です。ヨーロッパでは、例えばハンガリーの憲法状況ってというのは、日本の自民党改憲案のベースにある考え方と共通しています。また例えばロシアの法文化は、立憲主義的に権力を法によって規律する、という立憲主義が根付きにくいということ、ロシア法の専門家がいます。

## 21. グローバル経済と主権国家

もう一つの重要な点として、樋口先生が主権国家にあえてこだわるべきだと考えているのは、次のような発想に基づいている、と考えられます。グローバル社会やグローバル経済ってというのは非人間的な側面をもっており、それに対して防波堤をつくるということが重要であるが、そのコントロールを一体どこにやらせるか。が問題となります。それは、やはり近代主権国家以外にはないであろう、ということになるわけです。近代主権国家は曲がりなりにも選挙システムがあり、例えば一般の人は、例えばGoogleやAppleをコントロールすることはできないけど、人々が力を合わせれば日本の国家権力をコントロールすることはできるはずだ、日本国をコントロールすることが可能なんだから、日本国の国家主権を使ってグローバル経済の行き過ぎに対して一定の防波堤をつくることのできる、あるいはそれしか望みはない、という考え方です。

この点についてどう考えるかが、現代の世界についての認識の重要な分かれ目ではないか、と思います。国家主権の活用に唯一最大の望みをかけて、主権さえしっかりすれば今の社会はうまくコントロールできると考える

のか(「主権・自決権アプローチ」、国家主権・国民主権だけには頼らない幅広い「人権アプローチ」によって考えるかの問題です。私が考えている「人権アプローチ」からいうと、国際的グローバルな人権秩序を国家は真摯に受け止めて実行すべきである、基本的にはそういう発想で考えるということになります。

## 22. グローバル立憲主義とナショナルなレベルの立憲主義

もちろん、このように述べたからといって、国のレベルにおける立憲主義がどうでもよくなるわけではありません。グローバルなレベルの立憲主義とナショナルな立憲主義が手を携えながら少しでもいい社会をこの日本でつくり、また日本だけの問題ではなく、いわば、<立憲主義の不全>に苦しんでいる多くの国の人々と協力する、ということが課題となります。樋口先生の話が分かりやすいのは、フランスの民主主義がどうだろうとそれは自分には関係ない。フランス人自身の責任で行うべきことであって、他者がくちばしを挟む必要がない、と聞こえます。日本の民主主義について考えるのは、日本人だけの課題なのでしょうか。世界に生起している全ての問題はグローバルに全部私たちの問題なのであって、もちろん日本社会の問題は日本人に相対的に変えやすいという部分があるとしても、原理的には世界が自由で民主主義的な社会となっていることに対して、われわれは責任を負っているはずではないでしょうか。なぜ他国のことになると、その途端に責任が免除されてしまうのでしょうか。

関連して、西洋は普遍的な存在で日本は特殊な存在だという議論が、なお時折聞こえます。若手の憲法研究者である西村裕一先生は、「我が国の憲法学には、どうしても『普遍』へと還元しきれない『特殊性』があるのではないか」(西村裕一「普遍的であるということ」

『法律時報』90巻9号〔2018年〕100頁)、とされます。しかし、立憲主義の健全な運用に苦勞している点についていえば、特殊どころか日本は普遍的な問題に直面している、と捉えるべきではないでしょうか。

### 23. グローバル化時代の比較憲法学の将来

さて、もし私のような考え方から比較憲法学の今後を展望すると、これは新井先生の冒頭の言葉にもあったと思いますけれども、もっぱら従来の法の輸出国を研究してその成果を日本社会を良くするために取り入れるというのは、陳腐化していくと考えられます。英米独仏の憲法を学んでそれを日本国憲法の解釈等に生かすことが、比較憲法学の使命だとはいうことができないことになります。私たちは世界のあらゆるところで、多かれ少なかれ共通の問題に直面している。これは憲法の問題についてもあてはまります。そうだとすれば、共通の言語を使ってなるべく分かりやすくお互いの置かれている状況について説明し合っ、お互いにアドバイスをし合う環境づくりを行うこと、これが私の考えるグローバル比較憲法研究のベースということになります。

今、横大道先生と一緒に翻訳プロジェクトを進めているのですが、その研究書は、憲法裁判所が憲法改正を行った際どのようなコントロールを行うことができるか、その理論的課題は何かについて、世界中の実例を調べた研究書で、多くの研究者の注目を集めています。この研究では世界中の国々が参照国になっています。冒頭の岡田先生の言葉でいえば、これがまさに専門知であって、憲法研究者は、このような知識について一般の市民の人たちに提供する責任を持っているのではないのでしょうか。

### 24. 各論的問題としての現代象徴天皇制

これまでお話をしてきたことの各論的考察として、現代象徴天皇制の問題を考えてみたいと思います。従来の憲法学における象徴天皇制論についての主流派的見解は、象徴天皇制は人権と民主主義を基本原理とする日本国憲法にとっての異物であるから、これが少しでも大きくならないように押さえ込むようにすべきである、と考えてきたのではないかと、思います。

しかし他方で、戦後の象徴天皇制は、1947年から70年間2代の天皇によって行われて、その2代目が今終わろうとしています。ここでは、条文と少し距離を置いた形で、リビング・コンスティテューション(living constitution)、つまり、条文とは別のところで実際の憲法に基礎を置く実践が積み上げられてきています。これをどう評価していくかが非常に重要な問題となっているのではないかと、憲法学自体が試されている、そういうふうにいえるのではないかと、思います。

私の認識としては、現在の平成流と呼ばれている憲法の実践、憲法の象徴天皇制の実践は、それとして一つの憲法の物語になっている、日本国憲法から紡ぎ出された憲法の物語になっている、と考えます。その評価されるべき面と問題性の両面を見ながら、一定の提言を行うのが、現在の憲法学の使命ではないかと、思います。従来の憲法学の発想は、憲法の条文上天皇は象徴という地位を持っているが、天皇が行うことができるのは、いわゆる国事行為のみに限定されるべきである、というものであったと思います。もちろん、清宮四郎説のように国事行為以外の天皇の行為を「象徴としての行為」として認める有力説も登場しましたが、これまで警戒すべき学説として捉えられてきたのではないのでしょうか。憲法制定時のもともとの考え方も、国事行為に限定されるというものであったように思われます。

## 25. 憲法変遷ないし解釈改憲としての象徴天皇制の実践

象徴天皇制の実践は、解釈改憲が実際に行われ、憲法変遷の生じた事例として捉えることができます。これはもともとのテキストでは禁じられていたはずのことが、現在では憲法上正当なものだ、というように評価が変化して、憲法自体の意味が変化してきているのではないかと考えられます。こういう視点を大切に理由の一つとして、エリート主義を排するということがあります。エリート主義にはいろいろなものがあるわけですが、例えば先ほどの日本社会にだけ責任を負っている、と主張するのもある種のナショナルなエリート主義的な考え方ですね。また、憲法を作ったその意図だけが正しくて、その後で営まれていたものを全て否定する。これはやっぱり私はある種のエリート主義じゃないのかなというふうに思っています。そういう意味では、現在の日本人の平均的な感性、これは多分法律用語では「社会通念」といわれるものですが、これを問題領域に応じて一定程度尊重するっていうことも大事ではないかというのが、私の考えです。もちろん、「社会通念」を大切にすることは、多数者による少数者に対する専制をもたらすので、強く警戒すべきだ、という考え方も重要です。人権問題であれば、その通りだと思いますが、それ以外の領域に関していえば、常にそのようにいえるわけではないでしょう。

## 26. 身分間契約としての現代象徴天皇制

中世立憲主義の考え方によれば、身分の異なるもの間で成立する協約が立憲主義でした。人権宣言の歴史的な最初の事例として有名なマグナカルタは、この一種です。憲法をめぐる象徴天皇制のあり方を、国民身分と特権者たる天皇との間の一種の協約という風に

読むことはできないでしょうか。

水林先生の天皇制論を読むと、日本の天皇制が歴史的に持ってきた問題性についてよく理解できます。天皇制によって、日本人は政治的に常にパワーレスな状態に置かれてしまう、ここでいうパワーレスとは、どういうことかということ、天皇は自分で権力を振るうわけではないが、まさに幕藩体制がそうであったように、権力者は、天皇から与えられた征夷大將軍という地位を振りかざして自己の権力行使を正統化しました。そうすると現実に権力を行使する支配者がいて、そしてその背後に絶対者たる天皇がいて、支配者の行動は、究極的には天皇の名の下に行われる、ということですね。現実の支配は天皇によって正統化された支配だということになれば、われわれ日本人は一切それに対して反発できなくなる、これが日本の体質なのだ、という議論です。この議論が、現在の日本にも等しくあてはまるかについては、現在の私たちがそういうふうを感じるかどうかにかかっている、と思います。

例えば、安倍首相は当然天皇に任命されて内閣総理大臣に就任しましたが、だから安倍のやっていることは正しいとは、私たちは思わないのではないのでしょうか。たとえ保守的な人でも、民主党の鳩山由紀夫が総理大臣だったときに、鳩山が天皇によって任命されたから鳩山のやっていることは正しい、とは決して考えなかったのではないのでしょうか。今日の天皇は、一切の政治的権能を喪失していますので、そうするとやっぱり見え方も変わってくるということになります。

## 27. 象徴天皇制と人権・民主主義

人権や民主主義の思想と象徴天皇制が緊張関係に立っていることは確かです。その上で、ある種のナショナル＝ローカルな自律的な憲法システムとして象徴天皇制を捉えると、そ

れをどうやって悪さをしないようにさせるか、というのが今後の日本の象徴天皇制論の課題ではないでしょうか。

もちろん前提として、象徴天皇制を人権の観点から見ると非常に問題があることは忘れてはいけません。表現の自由、思想・良心の自由、信仰の自由、学問の自由、人身の自由、平等において多くの問題点があることは忘れてはいけません。例えば、教育の現場で天皇制の教育が強行われて、児童生徒が天皇崇拜を強制されたり、君が代斉唱が強制されてしまうことは断じて許されません。君が代斉唱を児童・生徒に強制してはならないというのが、これまでの政府見解ですが、それは大変重要です。

## 28. 能動的象徴天皇像と「天皇家のファミリービジネス」

問題になるのは、能動的な象徴天皇制です。つまり、先ほど申し上げた国事行為をやるだけの天皇ではなくて、象徴たる地位に基づいて被災地を訪問したり、あるいは外国と親善外交したりする象徴です。明仁天皇自身の言葉によれば、「天皇の務めは、国民の安全と幸せを守ること、国民の思いに寄り添うこと」（「象徴としてのお務めについての天皇陛下のお言葉」（2016年8月8日））とされています。天皇としては、国民に対して理解を深め、常に国民とともにあるという自覚を持つ必要があると感じてきた。しかし、高齢となったために、果たすべきお務めができなくなったので退位したい、と述べました。ここで現れている天皇像は、かなり能動的な天皇像ですね。つまり、単に衆議院を解散するとか国会を召集するだけだったら体力とかほとんどなくなってもできると思うのですけれども、ここまで能動的に動くのが象徴だとすれば、高齢者には確かにもはや難しいわけです。

このような事態を踏まえて、象徴天皇制を

どのように捉え直すか、ということですが、明仁の発言は、「天皇家のファミリービジネス」発言として捉えることができるのではないかと思います。この発言の根底には、およそ共同体のメンバーは、「働かざる者食うべからず」という近代共同体的な健全な勤労観があります。近代共同体的勤労観と世襲君主制を交錯させると、ここに一つのファミリービジネス・モデルが出てくるということになります。

これを憲法論として定式化すると、日本国民は、日本国憲法の下で、このような特権的身分構造を残存させた上で、内閣の監督下でファミリービジネスとして天皇に一定の行動をするように求めている、と考えることができます。

この辺の話では、各天皇ごとによってやるべきことが変わるので、天皇ごとによる仕事の違いが出てきてしまっておかしいのではないか、とする批判論・懸念論がみられます。しかし私見では、今後の「天皇家のビジネスモデル」としては、内容的には確立しているのではないかと、思います。それは具体的にいうと、各種国体に出てあいさつするような儀礼的行事に加えて、被災地のお見舞いや「皇室外交」などでしょう。

最近の研究によると、現在の世界の君主というのは、みんな能動的に活動しているという研究結果が出ています（水島治郎・君塚直隆編著『現代世界の陛下たち』）。そうだとすると、これは別に日本だけの特徴ではなくて世界中の君主は今、能動的に動かないと存在が認められない状態になっている、といえるのではないのでしょうか。その意味では、君主の能動化現象は、まさにグローバルな現象といえるでしょう。

## 29. 「天皇家のファミリービジネス」の憲法論的含意

職業選択の自由の原理の支配する近代社会

においては、家業をつくかどうかは、次の世代が自由に考える問題です。例えば、江戸時代から続く老舗の商店に生まれた子女が、憲法学者になっても別にそれは自由であるべきですね。ここから出てくるのは、天皇や皇室のメンバーには、特権的身分からの離脱の自由が、法制度上完全に与えられるべきです。現行法令では、天皇や皇太子は離脱できないので、これをぜひとも離脱できる状態にし、家業を継ぐかどうかは、彼らの自由意思に委ねられるべきです。

ここで、しっかりここで確認しなければいけないことは、天皇や皇室メンバーは、政治権能を行使するべきでないで、政治的発言を厳格に禁止する必要があります。人間のあり方として極めて窮屈な状態ということにはなりません。すべてのメンバーが離脱すれば、将来的には、日本は共和制に移行することになります。

秋篠宮が大嘗祭における政教分離関係の問題について発言したこと（2018年11月22日）が、大きく報道されました。秋篠宮の発言を憲法学的に翻訳すると、公私区分論、すなわち何が公で何が私かという問題について、彼の憲法解釈を述べたことになります。これは、実質的に見れば政治問題についての意見表明であったと考えられます。皇室メンバーがこういうことをやることは政治的な発言ですので、私の考える天皇家のビジネスとしての象徴天皇制を支えるメンバーのすべき仕事ではなかった、と考えられます。

ですから、内閣は、憲法99条の憲法尊重擁護義務に基づいて、秋篠宮に対してこのような言動を行わないように厳しく注意しなければならないことになります。また、類例としては2004年の10月28日に米長棋士が園遊会で会った明仁天皇に対して、「日本中の学校でこれから国旗を掲げさせたい、国歌を歌わせたい」、といったら、明仁は、「やはり強制になることはしないほうがいいですね」、

と応答したという、よく知られているエピソードがあります。これについても、天皇がこういうことに答えるっていうのはよくない、というのが私の考えです。政治的中立性と両立する限りにおいて現代象徴天皇制は日本国憲法体制の下で存続が許される、ということになります。

本日のお話で、なぜ最後に象徴天皇制についてのお話をさせていただいたか、というと、日本がきちとした市民社会となり、かつ象徴天皇制を維持し続けるとしたら、どういう議論を行うべきかは、重要な課題と考えたからです。このような具体的な問題の中で考えないと、抽象的な憲法の議論だけの話になってしまうと思ったからです。どうもご清聴ありがとうございました。以上で終わります。

**岡田** 山元先生、どうもありがとうございました。山元憲法理論というか、おおよそ憲法学の通説とは全然違うとは言いませんけど、枠にとらわれない学説の一端が見られたところではないかと思います。私自身、非常に知的好奇心をかき立たせられるような、そういうご講演であったなというふうに思うところです。

それでは、休憩に入らせていただきます。

## **[パネルディスカッション]**

**岡田** まず簡単にコメンテーターの先生方に自己紹介がてら、自分がどういう研究をしてきて、どういうふうに今回の講演を聴いたか。あるいは疑問点などあれば述べていただければと思います。

**横大道聡（慶應義塾大学）** 慶應義塾大学の横大道と申します。今回の山元一先生のご報告は、かなりレベルの高いものでしたので、まず、ごく簡単に私なりに単純化してまとめてみたいと思います。



山元報告のご趣旨は、日本の主流派の憲法学が暗黙のうちに前提にしていた、あるいはなかなか可視化されない部分で共有されている実践的な意図のようなものを明るみに出し、その問題点を指摘しつつ、新たな方向性を展望するというものだったと思います。

もう少し具体的に申しますと、一見すると客観的に他国の憲法状況を認識し、それとの対比で日本の特質を炙り出すといったイメージを喚起する「比較憲法学」が、実は相当強い実践的意図に導かれて行われてきたということ、特にそれが表れているのが、現在の日本の比較憲法学の「型」を構築したとってよい樋口陽一先生の比較憲法学だったということを示されました。その実践的意図とは、日本が遅れているという認識、あるいは日本社会はいまだ市民社会として確立しておらず、それを何とか、あるべき西洋的水準まで引き上げようというものでした。

山元先生は、ご自身がどのようなスタンスで、いかなる研究プロジェクトを遂行していくかについて、方法論的な自覚に基づいた明確な展望を持たれております。今回のご報告では、特定国家に偏重しない世界全体を視野に入れた比較憲法学の成果を取り込みながらも、その全体を導くべき原理としての、国家の枠組みを超えたトランスナショナル人権論を構築していくという研究プロジェクトが示されました。

私も、これまでの日本の憲法学に存しているある種のバイアスや、自覚のないままに共有されている「型」にはまった議論をしているのではないかという認識を山元先生と共有しています。私の問題意識は、日本の憲法学の各領域で当たり前のよう考えられている事柄を、日本のような実践的意図を持たずに遂行されている比較憲法学の成果をもとに、その特殊性を浮かび上がらせることにあります。今、『法学教室』という雑誌で、大正大学の吉田俊弘先生とともに「探検する憲法」

という連載をしているのですが、そこで例えば、「アメリカ型の付随的違憲審査制とドイツ型の抽象的違憲審査制、その合一化傾向」というステレオタイプな語り口とは違った違憲審査制の捉え方であるとか、あるべき憲法制定プロセスのあり方であるとか、裁判所による憲法改正の違憲審査といった、近時の比較憲法学の成果を踏まえて日本の議論状況の検証のようなことを試んでいます。

このように、私は山元先生と問題意識の多くを共有していますが、トランスナショナル人権論のように普遍的な議論を展望する山元先生とは若干違う方向に向かっていると自認しているところです。

この場で皆さんに伝えておきたいと思うのは、もしかすると憲法学と聞くと、何か一枚岩の集団が、同じような主張を繰り返しているというようなイメージを持たれているかもしれませんが、本日の山元先生のご報告がまさにそうであったように、内部で多様な考え方があり、これまでの議論のあり方の是非を自問し、新たな方向で憲法を考えていこうという動きもある、ということです。山元先生はその先頭を走られており、同じ方向を走っても追いつけないので、私は別コースで開拓していると思っています。

取りあえず、私のコメントは以上になります。



Takashi TOKUNAGA & Satoshi YOKODAI

**徳永貴志（和光大学）** 和光大学の徳永貴志と申します。私も山元先生と同じくフランス憲法の分析から研究生活をスタートして現在もそれを続けております。そのため、山元先生とは頻りに研究会などでお会いしてお話をうかがったり議論をしたりする機会があるので、山元先生の問題意識は理解しているつもりです。ただ、世代の問題かもしれませんが、私は山元先生が認識されているほど、いわゆる「抵抗の憲法学」指向が戦後の日本憲法学の主流として今もなお憲法研究者に上にのしかかっているという印象を持っておりません。もちろん、それが一つの大きな潮流として続いていることは否定できませんし、もしかすると私自身もそのような思考様式を内面化しており、それを客観的に見ることでできない可能性もありますが、少なくとも私と同世代の日本の憲法研究者の大半がそのような強い磁場に支配されているという実感はありません。

私自身は、議会制度を中心に統治機構の研究をしておりますが、他国と比較しながら現在の日本の統治システムを分析していると、課題や問題点は多くあるものの、日本に対する「絶望的な確信」を持つことはそれほどありません。欧米を中心とした現在の先進国の立憲民主政の運用の中にも少なからず「非立憲的振る舞い」は存在するので、日本の民主政の課題もそれらと比較して相対的に見えます。この点は、日本社会が抱えている問題を人権論から眺める場合ともしかすると多少印象が異なるのかもしれませんが。

また、戦後の日本憲法学の限界すなわち方法論的ナショナリズムから一步を踏み出して、グローバルな立憲主義を構想しなければならないという山元先生のご主張には大いに共感する一方、グローバル立憲主義の必要性・有用性を強調するために、山元先生は戦後憲法学の方法論を戯画的に低く評価し過ぎているようにも思いました。例えば、北海道大学の

西村裕一先生が日本の憲法学の「特殊性」について書かれている部分を山元先生は批判的ニュアンスで紹介されました。いつまでも日本は立憲主義を体現することができない極めて特殊な社会であるという認識を日本の多くの憲法学者が共有していると山元先生は強調されています。しかし、山元先生ご自身が指摘されているように、立憲主義の基盤を持つとされる社会であっても、非立憲的な振る舞いは繰り返し出現し、その都度その特殊性を自ら明らかにしようとする営みはそれらの国の内部で続けられてきているので、日本の憲法学者だけが自国の立憲主義を「未完のプロジェクト」だと考えているわけではありません。そうであるなら、日本の従来の方法論的ナショナリズムの有効性を必要以上に過小評価する必要はないようにも思います。世界の比較憲法研究者たちと議論する際には、「日本特殊性論」もまた、各国から示される「自国特殊性論」と同様にグローバルな立憲主義へ向けての比較憲法研究に有用な考察素材を提供できるはずですから、ナショナルな立憲主義とグローバルな立憲主義を同時並行的に追求することは可能ではないでしょうか。

**木下和朗（岡山大学）** 岡山大学の木下でございます。新井誠先生が代表者である科研メンバーの一人です。実は、私が研究者となるためのトレーニングを受けた大学院は北大です。本日、山元先生のお話をうかがい、北大に在籍されたこともある棟居快行先生が以前、北大出身者の憲法研究についてご指摘していたことを思い出しました。その内容を紹介しますと、北大の研究者は、研究のために良い素材を選択し、それを根気よく研究しようとするが、北大の若い研究者は、素材の組み合わせの妙で新たな発想を生み出していくような学問方法にもチャレンジして欲しいと指摘されたのです。私自身は、このご指摘には憲法学方法論について自覚的に探究することを

促す趣旨も含まれていると解釈しています。棟居先生のご指摘に接した時、私は、イギリス憲法や議会制度を比較研究の主な対象にしておりますが、「素材」である研究対象に関しては、人がやらないことを研究しているとか、実際に研究してみると予想以上に面白い知見が得られることを研究しているという意味で、自分の研究をそれなりに自負している一方、比較憲法学としてのどのような方法論で研究するかという、研究対象の「料理法」を意外に考えていなかったなと思って、反省した記憶がございます。

そういたしますと、山元先生の今日のご講演は、山元比較憲法学の方法論という洗練された「料理法」のエッセンスをお示しくくださったものと受け止めました。私も、今申し上げたような意識をもっておりますので、この際、山元先生の「料理法」の一端でも摂取できればと思い、ご講演を興味深く拝聴した次第です。

従来、比較憲法史はいわゆる憲法の科学又は認識の作用であるとの見方があります。しかし、山元先生の比較憲法史論は日本憲法の実践と深く強く結び付いていることを改めて認識しました。要するに、比較憲法史の解明は、日本という特定の国家の憲法秩序についての解釈論的提言の説得力を強化するための方法の一つである。そして、比較憲法史の「型」は、日本にはこういう憲法秩序があるといった事実を認識するための範型にとどまらず、日本の憲法秩序の下での実践に対する批判や改善提言を行うための規範としての範型と言いますか、規準としても機能しているという印象を持ったわけです。この点は勉強になりました。

そこで、私がお教示を賜りたい点は、今述べましたように、比較憲法史の「型」が一国の憲法実践に対する規準として働く場合、比較憲法史の「型」を何から構成するかという問題に関わります。今回、山元先生は、水林

彪先生の国制史的視角に依拠する比較法制史論に親近感を示される形でご議論を進められました。さらに、水林先生の比較国制史論と対比して、樋口陽一先生の経済の発展段階史論に依拠する「型」を批判的検討の俎上に載せ、杉原泰雄先生の近現代市民憲法史の科学的認識に依拠する「型」にも言及されています。ただし、これら3先生が展開なされる比較憲法史の「型」はいずれも、フランスをはじめ西欧諸国の歴史の理念化から「型」を導出する点、又は、西欧なるものに一定の範型を見出そうとする態度では共通していると思うわけです。

他方、日本には、日本国憲法、さらに明治憲法を含めた、憲法実践の歴史があります。実際、私が議会制度や統治機構を研究していますと、日本という1国の歴史の中でも、憲法実践をめぐるさまざまな対抗を見出すことができます。そうしますと、日本の憲法秩序に対する解釈論的提言の説得力を強化するための比較憲法史の「型」は、西欧をはじめ国外の憲法比較から抽出するアプローチに加えて、日本国内の歴史における対抗を比較することを通じて一つの範型を抽出するアプローチもあり得るのかなと考えています。私自身、日本の憲法学における日本の歴史の扱い方をどのように考えるかに関心を持っておりまして、山元先生は、トランスナショナル法源論に見られるように、比較憲法史の「型」の導出に際して西欧を絶対視しないお立場だと理解しましたが、この点について先生のお考えをうかがえればと思います。

申し訳ありません。コメントが長くなりますが、もう一点申し上げてよいでしょうか。方法論としてのナショナリズム批判というお話がございました。これについては、私も蒙を啓かれた思いです。ただし、欧米諸国のような特定の「準抛国」を前提にせず、時代や国にかかわらずフラットに憲法を比較する、又は、グローバルな憲法秩序の観点から特定



Junko KOTANI & Kazuaki KINOSHITA

国の憲法現象を分析するという比較憲法学の方法論を採る場合、これらの方法論と、比較憲法史から抽出される範型を参照規準にして一国の憲法実践に解釈論的提言をしていくというアプローチとがどのように関係するのか、この点が問題として残るように感じました。要するに、憲法の比較対象をフラット化する、又は、グローバル憲法秩序を観念する場合、「特定国の憲法実践にとって」参照規準たりうる比較憲法の「型」はどのように導出できるのだろうかという問題です。この「型」は、国家を拘束する普遍的価値秩序と特定国の憲法実践との比較対照を循環することにより構成されるのかもしれませんが、ただし、人権論ではともかく、統治機構論では難しい課題を含んでいるように思います。素人の思い付きで申し訳ありませんが、山元先生のお見通しがあると思いますので、お時間があれば、ナショナルな歴史の比較を超えた比較憲法学の「型」としてどのようなものがあり得るかについてもご教示くださると幸いです。

**小谷順子（静岡大学）** 静岡大学の小谷と申します。山元先生、きょうは大変興味深いお話、ありがとうございました。私はこれまでアメリカ憲法を参照国として、表現の自由の問題などを見てきましたが、最近、EUの表現の自由についても参照することがあり、アメリカとEUを見ること、そして、それを

踏まえて日本を見ることを通して、いろいろ感じるところがあります。以下、3点、申し上げたいと思います。

従来の参照国とされてきたアメリカやイギリスといったいわゆる欧米の先進国の国々以外にも視野を広げ、よりフラットな形で他の国々も見ようとしたとしても、人権保障の問題になりますと、どうしても最終的に究極のところを目指しているところは、これまでと同じ参照国のスタイルなのではないかと思えます。山元先生も人権保障に関しては別枠という趣旨のことを指摘されました。つまり、統治システムも、人権保障を目指すものとして理解するのであれば、たとえグローバルにフラットに諸外国を見ていったとしても、英、米、仏、ドイツといった法域以外の法域から学び得ることというものは、限られてくるのではないか、ということは常々思っているところです。

われわれのこの科研費研究は、日本国憲法がどのように諸外国において研究されているかということに焦点を当てていますが、そのなかで私は、アメリカにおける日本法や日本国憲法の研究状況を担当しました。そこから見えてきたのは、単純に「日本は面白い国なので」、「マンガが好きだから日本が好きになったので」、「日本が好きで、法律の勉強をするなかで憲法を知りたいと思ったので」といった理由で日本を参照国として選ばれている傾向があるようだという事です。つまり、必ずしも日本の法秩序、または政治体制に関心を持ったから日本法を研究対象として選んだのではなく、まずは日本の文化的なところに関心あって、そこから地域研究の一環として法律、憲法に焦点を当てるに至っている、という印象をうけました。これが、この数年間、英語圏のアメリカやカナダなど研究者による日本国憲法研究というものを見て感じた感想です。

山元先生には、ぜひとも、私の持つ違和感

をお伝えしておきたいところです。本日のご報告の最後の、象徴天皇制とのつながりでおっしゃられたことに対する違和感です。日本国憲法の下で、この70年に及んで継ぎ足されてきた象徴天皇制の下での、この30年ぐらいの平成流の「ビジネスモデル」としての公的行為に関して、いわゆる日本独自の、現代の日本人の感性に合っているものであると山元先生がご評価されているようであると受け止めました。

その上で、山元先生は、象徴天皇制の「ビジネスモデル」というものが政治利用をされないように工夫をする必要があるとおっしゃりつつも、他方で、こうした「ビジネスモデル」自体、すなわちそのような公的行為——被災地のお見舞い、慈善活動、諸外国訪問などが含まれているのでしょうか——をおおむね肯定されているようにも思われます。

しかしながら、被災地のお見舞いや慈善活動といった、平成の天皇の一貫した「ビジネスモデル」は、おそらくリベラルな感性を持った人たちにとって肯定しやすい活動が続いてきたのではないかと思います。たとえば、訪問する場所の選定ですとか、タイミングの選定ですとか、それが多くの人に受け入れられてきたのかもしれませんが、しかし、被災地のお見舞いというようなことでも、そのタイミングですとか、行き先ですとかの選定の基準が変われば、それは政治利用になる可能性を多大に秘めているわけです。

だからこそ、従来の憲法学者の多くは、あまり公的行為の拡大を好意的に見ていなかったのではないかと思います。それは、この戦後70年の、日本の独特な象徴天皇制の在り方というふうに、評価することも可能なかもしれませんが、政治利用の可能性について私は気になっております。すみません、雑ばくなコメントになってしまいました。

**岡田** ありがとうございます。山元先生、こ

こまでのところで何かあれば。

**山元** いろいろなご感想・ご質問、どうもありがとうございます。さしあたり、答えやすいところだけお答えをさせていただくとすると、木下先生の指摘された日本国憲法の下での実践や歴史の取り扱い方についてです。私が最後のところで象徴天皇制を取り上げたのは、日本国憲法の下での70年の歴史を捉えたときに、一つの重要なエクスペリエンスだ、という気がいたします。つまり、私がもし論文を英語やフランス語で書いて他国の人と意見交換したりするとしたら、いろんな主題が考えられますが、現代象徴天皇制は非常に興味深いテーマとなると思います。大日本帝国憲法の下で天皇は現人神とされ、統治の総攬者だったわけですが、戦後ぱっきりGHQによって否定されて、象徴天皇制になりました。当初は、象徴天皇の活動範囲を極小化しようとする議論が有力でした。ところが、裕仁天皇自身は別に憲法が変わったぐらいで、自分の統治者意識っていうのはほとんど変わらなかった。そういう状況の下で、だんだん天皇の象徴としての公務の範囲が定められてきて、それに対するナショナル・コンセンサスができた、と考えられます。

ここで小谷先生の指摘が、大変重要です。そもそも、特定の血統に属する者を特権的存在として位置づけることは、理性的で合理的な社会にとっての異質性を否定できません。だからといって、君主制即無駄、直ちに廃止すべきだ、という憲法論に帰着するわけではありません。

天皇制があることが少数者の人に対する圧迫として機能せず、日本人の一般的な感性とも調和が取れ、そういう象徴天皇制を持った日本国憲法が尊重されることが、日本国憲法体制自体の支持につながり、日本国憲法の基本的理念がより私たちの心に根付いて、それが日本の市民社会の基盤強化につながる、そ

ういう方向性で考えていくこともできるのではないのでしょうか。ですから、従来の一般的な考え方では、一人一人の人間がとにかく踏ん張れるだけ踏ん張って個人を確立させて、そうすることを通じて社会を変えていくことが想定されてきたように思います。しかし、私たちは自然と、この自由な社会の空気を吸っているうちに、身体感覚として自由や平等を大切にできるようになっていく、という道筋が、日本社会が今後、良くなっていくための道なのではないのか、と思います。

それから、小谷先生がご指摘されたように、天皇の政治利用というのが、確かに問題となると思います。そもそも政治利用とは極めて広い概念ですね。象徴天皇制は、党派政治を背景として成立する内閣によって監督される存在なので、政治利用のない天皇制というのは、内閣のコントロールに置かれている観点からいって、ほとんど無理ですよ。それでも、＜悪しき政治利用＞と＜許容される政治利用＞の仕分けは、十分可能だと思います。例えば、天皇が「自民党を支持しましょう！」といえればそれはアウトですが、天皇が、「日本国民と一緒に、いい日本社会をつくりましょう」といったら、それは一種の政治的発言であり、政治利用の側面があるかもしれませんが、それを内閣のコントロールの下で発言したとして、そういうこといっちゃいけないかといえば、党派政治的利用ではないので、そこまではいえない、と思われま。また、確かに被災地のお見舞いにおけるタイミングや行き先等の選定の基準によって政治的意図が忍び込む可能性はありますが、ビジネスをしている天皇の側としては、恣意的な意図が見えないようにしないと、能動的象徴天皇に対する国民の支持を調達し得ない可能性が高くなるので、そのような配慮によって、結果的に実際のバランスが保たれることが期待できます。

**岡田** ありがとうございます。それでは、科研メンバーの一人として発言させていただきます。白鷗大学の岡田でございます。最初のところで私の文献を引用して頂きありがとうございます。一応、これを解説しますと、よく密教、顕教というのは、天皇制の実情を知識人が説明するときに例えとして使うんですが、ここでは、憲法学の実情を私なりに示すために用いています。

つまり、仏教では小乗仏教といって自分の解脱を目的とするものがある。法学においては要するに司法試験に受かるとか、国家公務員試験に通るとか、択一問題の正解を出すとか、そういったものを私はここでいう密教と言ってるわけです。謎の違憲審査基準というのがあり、謎の二重の基準というのがあり、最高裁が一言も言っていない呪文を唱えているのが一つ、大学の憲法学の側面であるので、それを密教と呼び、そういうのは奥の院でこっそりやつくべきだと。一般の人たちに言っても御利益がない。

他方で戦後、憲法が運動体と結び付いて、まさに山元先生がおっしゃったような、絶望の世界から明るい未来へっていう、失樂園の状態から楽園を取り戻すというような、そういう役割を果たしていたというのも一つで、これを私は顕教と呼んでいる。つまり、大乘仏教と同じで多くの衆生を救うという、そういうものである。だから、国会の前でラップに合わせて、安倍辞めろとか、立憲主義守れ、みたいなことも憲法学の戦後の姿かなってというのが私の捉え方です。

これにはさらに意味があつて、結局、両方もとも宗教なんですよ。つまり、全く経験にも証拠にも依拠しない願望や空理空論でもまかり通るっていうのも、また憲法学の特徴であると。そこで、私は憲法学を社会科学の一分野に引き戻したい。そういうことから、科学の一領域と言っているのです。それを「これからの憲法学者」というところで述べたの

です。以上、補足です。

その上で、2点申し上げたいと思います。まず、国制論での発展図式、段階論ですが、確かに経済学的な議論からの影響が強い。これはアダム・スミスの国富論から始まって、マルクスの資本論その他の経済理論にもつながりますが、社会の発展に進化法則を見出す訳ですね。ただ、それは一直線で、いわゆる線形で発展していく社会を前提としています。それ自体が現実的ではないっていうのは、そのとおりという気がします。とはいえ、例えば、「型」のベースとなるような、何かしらの状況があつて、段階論を一直線の段階じゃなくて、複雑系的にいろんな要素を含んだ段階が絡み合っていると捉える余地はあるんじゃないかと。

ロバート・パットナムの研究では、南北のイタリアの社会関係資本という要素を計測して、北部と南部では民主制の度合いが違うと言う訳です。そこで、そもそも地域によって状況は異なるのに、イタリアという「国」単位で捉えていいのかという疑問が出てきます。憲法学というのはどうしても国の枠で捉えるんですが、例えば、アメリカを一つで括れるのかと。トランプが大統領になって、びっくりしたっていうけれど、ニューヨーク・タイムズとかワシントン・ポストを読んでアメリカの姿を描いている人はびっくりするかもしれないが、CNNを見てないような人や地域も多い訳です。そういう人たちからすると、むしろプロレスを見るかのように、なんか分かんないけど面白いとなる。分からなくもないんですね、そういったメンタリティーは。

でも、恐らく憲法学には、そういった水面下に潜む心性や少し離れた地方の姿は見えていない。イタリアだって南部と北部で全然、その雰囲気が違うのに一緒くたにしてしまう。北関東で言えば、栃木と群馬と茨城と、これ全部どれがどれだか分かんないような、そういうような扱いをする、そういう目線が憲法

学が一番、今、駄目なところではないかっていうのが私の考え方です。そういう意味では、ある種の段階論的なものもあるが一様ではなく、民主主義が根付くためには何らかの、さまざまな要素のブレンドが必要なのではないでしょうか。

それから、天皇制に関して、われわれは自由な空気を吸って戦後生きてたというのはそのとおりなんですが、思考は自由かということ、自分の考え方の枠からなかなか逃げ出せない。その一番の表れが天皇制ではないかと。

以前、雑誌の座談会（法セミ62巻2号・3号）で、横田耕一先生がおっしゃったのは、それぞれの人間にこうあつてほしいという天皇像があつて、その思い込みが強過ぎるという趣旨のことを最初仰つてたんですね。だけど、議論の中で植村勝慶先生と私で摂政は別に皇族になる必要はないという話をしたら、横田先生が全然納得しない。憲法には摂政の就任要件は何も書いてない。だから憲法上は誰がなったっていい、実際、昔は藤原氏があつていたみたいな話をしても摂政は皇族じゃなきゃおかしいだろと仰るので、ちょっと待つてください、先生が一番思い込みが強いんじゃないかと。

われわれは天皇を客観的に見られているかなつていうのは非常に思うところがある。科学としての憲法学というのであれば、一切の限定をつけずに、いろんなものを比較すべきなのに、かなり材料を限定してしまっているところがあるんですね。例えば、山元先生も研究されているハンガリーでは、第1次大戦後から第2次大戦後までの間は、摂政国が存在していたんですね。王様がいない王国というのは君主制研究として興味深いんですが、こういう事例は研究対象に挙がらない。むしろ、研究したくないんじゃないかというのが私の感じているところで、それでは科学的な態度にならないと思う。

では、新井先生、まとまらない話が続きま

したが、まとめをお願いします。

**新井（広島大学）** ありがとうございます。総論的にまとめることを要請されましたが、山元先生の御報告とそれに対する各先生の応答を聞き、それぞれの方が違う見方をするなということをつくづく感じました。諸先生との重複もありつつも、私の個別的な感想、質問を述べさせていただきたいと思います。

少し自己紹介となります。私は、広島大学におり、専門は憲法の中で一応、不十分ながらフランス憲法学をやっています。今回のご講演のテーマの、恐らく、発端の一つになった話をいたします。これについては、山元先生との間で非常に深い関係がございます。それは何かというと、山元先生が今から11年ぐらい前に、慶應義塾大学で「フランス公法研究会」を立ち上げることになり、私も、その初回からメンバーとして出席をさせていただきました。その最後に、何か意見等ございますかと聞かれた際、私は手を挙げて「私は、ずっと前から疑問があります。他の先生にも、ぜひ、答えていただきたい。それは何かというと、日本でなぜフランス憲法学を勉強しないといけないのかということについて、皆さんの意見を伺いたい」と質問しました。これについては、当時、その場が意外とざわつき、あまり的確な答えはいただけなかった覚えがあるなかで、山元先生より後にメールをいた



Junta OKADA & Makoto ARAI

だき、重要なお指摘をいただきました。その後、「だったら、自分で比較憲法の在り方を考えてみたら。」ということでしょうか、ある学会で報告の機会をいただくことがございました。従来型の憲法学の比較憲法自体に、上記の件の少し前から興味を持っており、いかなる問題意識を皆さんが持っているのかと思い、上記の質問をしたところ、あまり学術的な回答は得られなかったことを受けて、そこにこだわりたいと思った次第です。それから10年ぐらいが経ち、きちんとした研究を示したわけではないのですが、この頃、山元先生が近年示されているご研究の枠組みについては（以上のようなことの1つの解答にもなっているように思え）面白いなと思い始めております。

今日の話もそうですが、山元先生がこれまで書いてきたものを拝読するなかで、山元先生が方法論的ナショナリズムにつき（批判的に）おっしゃることについては、「ナショナリズム」という言葉に対してではなく、日本憲法学の（ドメスティックな）方法論批判をしたいのではないかと、そして、それが非常に重要なのではないかと思う幸いです。ナショナリズムという言葉を使うと「国」がクロージアアップされますが、しかし、これはナショナリズム批判ではないと先生自身がおっしゃるように、方法論的なナショナリズム、つまり、方法論的な日本憲法学批判をしたいということかと思えます。それは何か。日本の憲法学が、これまで非常に、国内的に自己完結性を要求してきたのではないかとこの点への批判ではないかと思えます。

その背後にあったのが、明治以来からの外国輸入法学です。この輸入法学は非常に、実践的意味があったとは思いますが。しかし、あるときから、これ自体が自己完結の道具としてなっていくたのではないかと。それで、先ほど岡田さんも「宗教」という言葉を用いたけれども、非常に教義的になり、一定の手法を



取らなければ憲法学ではないという、一つの憲法学の潮流が出来上がってきたように思います。例えば、〇〇憲法学を知らなければ憲法学者じゃないといった感じです。それは、当然の知識として知っているべきではありませんが、その潮流に乗らなければ、およそ憲法を勉強したことにならないといった、教条的、教義学的なものになっております。そこから一度、脱してみてもどうか、そういった点に今回の議論の意味があるのではないかと考えています。

ですから、ある意味、道具としては「グローバル」でなくてもよいのではないかなと思います。「グローバル立憲主義」の方法としての面白さはあるとしても、私は、どちらかというと、(先に岡田さんがおっしゃったような)地域に結構、目が向きます。私は北関東、群馬県出身です。ですから群馬と栃木とは全然違うと思っていても、人々は「北関東」と一括りにしてしまいます。しかし、両毛線に一度乗ってみたら分かると思いますが、(栃木から群馬へと)各駅停車で進むと、乗る人の言葉が段々と変わっていくことがあります。(これはこれで面白い現象のほうですが)憲法学者は、4000キロとか5000キロ先のことは興味あるけど、100キロ先のことは興味ないというのが実情であり、そこには問題があるのではないかと考えております。以上のことから、実はグローバルか否かよりも、その従来型の方法論批判自体に非常に面白さを感じております。

他方で、実は我々の科研のテーマの面白さだと思っていることの一つは、こうした日本憲法学自体ではないかと考えます。つまり、日本憲法学は西洋の様々な知見を導入し、どうかそれらの国々に追いつこうとしてきた。それが段々とドメスティックな意味において密教化していった。しかも、日本は、アメリカ、フランス、ドイツ、イギリス等々からいろいろなものを入れて「ちゃんぽん」にな

っており、何が正解かよく分からない憲法学となっているはずにもかかわらず、それ自体が密教化している。そうした現象自体がある意味、面白く、そうしたなかで一つの平和国家が成立しているということ、逆に、日本が外にそれを知らせると、外国の人はどう思うのか。それを追求する面白さが、本研究課題にはあると思っております。

最後に、先ほど山元先生が、天皇制との関係でお話された点について感想を述べます。すなわち、最後の天皇制のところは、今回の報告の全体的趣旨との間で、いかなる関係性があるのかということがよく分からなかったという点です。その理由は、私からすれば、現代における君主制的なものとか天皇制的なものを、世界(グローバル)の視点から見た場合、「君主の市民化」という方向に向かうのではないと思うからです。こうした「市民化」の観点からは、「皇室メンバーの発言の制約」という解決方法とは異なる結論に向かうように感じましたが、いかがでしょうか。山元先生の思考は、逆に、これまでの方法論的ナショナリズムに乗っかっているのではないかと思うところですが、この点、どうお考えなのか。

**岡田** 山元先生、答えられる範囲でお願いいたします。

**山元** 新井先生とは先ほどのエピソードのしており、ずっとこのところ対話をして、批判もしていただき励ましてもいただき、大変ありがたく思っています。今日ここに呼んでいただいたのもその一連の一つだなと思っておりまして、まことにありがたい限りです。日本憲法学の面白さっていうふうにおっしゃったのは、本当にそのとおりだと思っていて、われわれの、例えば、バイアスの掛かった業績ではあるがクオリティーはそれなりに高いものがたくさんあって、なぜ、そのような業績

が生まれてきたのか、ということについて、的確に外国に伝えることは、とても大切だと思っています。

その上で、バイアスが今後の日本の比較憲法学の発展にとって、マイナスの側面も含んでいるっていうことを意識しつつ、研究を進めることが重要ではないかと思います。そういう意味では、現在までのところ憲法研究者間のいろんな対立とか葛藤とかが一般市民に伝わっていないし、諸外国にも伝わってない、というのがあるかと思います。したがって、憲法研究者の共同体をどうやってオープンな構造にしていって、色々な批判や、外からの要望や、要求などに応えられる柔軟なネットワークにしていく必要がある、そうできたらいいな、というふうに思っています。

天皇制のところの新井さんの違和感は、もちろんあり得る考え方だと思います。まず私は現在の象徴天皇制の発展のあり方は、現代君主制の一般的傾向の一つだと思っているので、それ自体はグローバルな傾向だともっています。私が最後のところで秋篠宮の発言について触れたのは、日本国憲法の秩序の中に象徴天皇制を位置づけるってというのが、日本国憲法から見たとき重要だと考えているからかもしれません。天皇の政治的発言を封じてきたことが歯止めとなって、戦後の平和的な発展が可能になった。日本政治をリベラルな方向に引き寄せることが可能になったのではないのでしょうか。新井先生の示唆されるように、天皇も皇室メンバーも、政治的テーマについてどんどん自由にしゃべればいいと、そういう発想も確かにあり得るのかもしれませんが。ただ日本国憲法の基本設計を前提に、現代的発展も取り入れつつ、日本国憲法体制の安定化に寄与するような、悪さをしない象徴天皇制を目指すとしたら、私の述べた考え方が一つの線の引き方ではないか、とっている次第です。

**横大道** 皆さんのコメントや山元先生からの応答を伺って、私も質問をしたいと思いました。

岡田先生が顕教と密教のお話をされましたけれども、日本国憲法学の特殊なありようなり型みたいなものを崩すために山元先生が使おうとされている道具が「グローバル」という現象なのではないかと思います。先ほどの岡田先生と新井先生のコメントは、その作業を遂行するのに「グローバル」を用いる必要は必ずしもないのではないか、型を崩すだけであれば、地域的な目線であるとか、いろいろな方法があるという趣旨のものだと受け取りました。しかし、山元先生のご議論の特徴というのは、その「グローバル」にこだわるということにあるというふうに思っているところです。

「グローバル」にこだわって比較憲法学を行おうとする際に寄せられる批判は、世界的に見れば自分の主張を裏付けるような都合のいい事例はいくらでもあるというものでしょう。例えば、外国では憲法改正を何度もしているとか、ある取組みの成功例も失敗例も、自分にとって都合のいい例はいくらでもあります。そうしたなかで、グローバルにフラットに世界各国を比較するというとき、そのための方法論を確立させておかなければなりません。比較をする際の理念なり方法論がないと、ご都合主義的な比較憲法がまかり通ってしまう危険性があります。

その意味で、山元先生は各国を見ると同時に、グローバルないしトランスナショナルな価値としての人権というものを中核に置かれて議論されているという意味で、その点に意識的であると同時に、やや独自の路線を取られているような気がします。やや雑駁な質問になってしまいますけれども、グローバル立憲主義であるとか、グローバルな比較憲法研究を行うにあたって、特に方法論として気を付けているところがあれば教えていただきたい

と思います。例えば、ハンガリーの例が出されましたけれども、それは自分にとって都合がいいケースだったからでしょなどと言われたときに、そうした批判にどのように応答なされるのか。その辺りを伺えればというふうに思います。

**山元** 私の基本的な発想としては、法をもっぱら形式的に捉えることについての限界についての問題意識があります。もちろん一方で、法とは形式的な思考を展開するものだ、というのは、どんな法律学者や法律家も一致する面があります。ただ、私から見ると法というのは、解放のための道具であると同時に、抑圧のための非常に都合のいい道具なので、法が現実社会でどのように機能しているかを考察することが何よりも重要であり、そうしない限り不十分にとどまると考えています。

だから、その意味では、私は実質的な考察の重要性を考えていて、このレジュメにも引用しましたが、参考になる論者として、プリンストン大学のフィリップ・ペテットがいます。彼は、「恣意的支配から自由」という考え方を掲げます。支配する他者が国家であろうと私人であろうと、そういうことは原理的には関係がない。恣意的支配から逃れるということが、人間の自由にとって決定的に重要である、基本的な私の考え方もそこにあります。

このことに関連して、かつて婚外子の相続分についての差別規定が民法にあって、これが2013年に最高裁決定で違憲判断を受けました。その違憲判断に子どもの権利条約と自由権規約、それからそれらの条約の下に設けられた委員会からの日本政府に対する懸念とか批判が、違憲判断の根拠の一部をなすものとして引用されました。この違憲決定は、一部では非常に評判が悪く、一部では非常に評判の良い決定です。

つまり、人権のグローバルに期待する論者

は最高裁もついに目を開きつつあると捉えました。国内の法解釈問題としてきちっとやるべきだと考える論者にとっては、なんで子どもの権利条約や自由権規約が出てくるんだ、フランスやドイツの立法動向が援用されていることについても、なぜこの二つの国がわざわざ取り上げられるのか、について批判的です。後者の批判は、なんで、そんなフランスやドイツがやっているからといってとか、あるいは子どもの権利条約委員会がいってるからといって、それに従わなきゃいけないんだ、というものです。確かに、グローバルな基準をローカルな具体的な状況に当てはめるとどういう帰結を生じるかは、それぞれの社会の実態をしっかりとみないとわからないですよ。例えば、ある特定の社会では、非嫡出子と嫡出子を同等の立場にすると、嫡出子の母親や、あるいは嫡出の子どもたちに非常に負のインパクトが強いついていう、そういう社会もあり得るかもしれません。日本の場合はどうかというと、あの決定の正当性を支えたのは、従来婚外子の子どもたちが社会の日陰者として取り扱われていたという、日本社会の現実ですね。つまり、実質的な自由や平等に対する抑圧が、差別規定によって補強・増悪されていたという認識です。

ですから、何を援用することがよりよい憲法判断なのかは、文脈次第だだと思います。文脈次第だったときに、どのように日本の人権解釈を行うべきか、というときに、<いや、子どもの権利条約委員会から出た意見は法的効力がないので、無視します>、という態度はよくないだろう、と思います。もし、国際社会からのそのような働きかけを退けるのであれば、よく事情も分からない外国人によって構成されている委員会が、日本社会のある慣行について、あるいはある法令についてネガティブな評価を下したけれども、これは、わが国の具体的な文脈や事情から見て全くトンチンカンな判断だ、と批判すべきです。

このように反論できるなら、是非そうするべきだ、と私は思います。反論しないでただ無視する、あるいは外からの外圧だから無視する、という態度はよくないと思います。日本社会の具体的な文脈を明らかにして、実質的な差別あるいは実質的な自由の抑圧になっていないのだ、と論じるべきです。つまり、はねつけるのであれば、その論証プロセスこそが大切だと思います。

ですので、横大道先生のご質問に話に戻すと、<北朝鮮でこういう法制度があるのに日本はなんで取り入れないのか>、もしそういう質問をされれば、それは、そのようなものは実質的によくないから、という理由ではねつけるべきです。このように私は、グローバルな社会に対する説明責任ないし論証責任の問題、国内外の様々なアクター間のダイナミックな相互対話として考えています。ですから、私から見るとグローバルとローカルは共通する要素を含んでいます。国民主権や国家というユニットを相対的なものとして考えるから、ローカルな慣行も重要だし、逆にグローバルな基準も重要になります。なんで国家レベルで決めたルールが唯一最大の基準として機能しなければいけないのでしょうか、ということです。

先ほど言及したように、樋口先生は、日本憲法学者はフランス社会に対して責任を持たない、とされます。そういうふうに本当にいえるのでしょうか。シリアの難民に、日本の社会学者は責任がないのでしょうか、2018年の国際人権法学会で名古屋大学の小畑郁先生がいわれたように、世界のすべての人々は、どこかの土地で平和に暮らせる権利をもっているはずで、それぞれの国家や国民のやれることは大きくないかもしれないけど、そのような権利の実現に貢献することも、日本の憲法学にとっての使命の一つとして、むしろきちっと位置づけ直すことが必要なのではないでしょうか、それができないとすれ

ば、それは憲法学が、方法論的なナショナリズムを暗黙の前提としているからではないでしょうか。それが私の考え方です。

**岡田** ありがとうございます。フロアから質問を受け付けます。

**栗島智明（慶應義塾大学）** 本日は大変興味深い講演をお聞かせいただき、ありがとうございました。時間もあまりないので2点だけごく簡単に。一つは、山元先生のグローバル立憲主義はファシズム的な危険性を持っているのではないかという疑問で、具体的には、「グローバル」の名の下に行われる「抑圧」の問題をどう考えるかということをお伺いしたいと思います。

たしかに「ナショナリズム」というと、こんにちあまり響きが良くないのかもしれませんが、各国家の主権を前提とした憲法学は、もともと民族自決というところから始まっているかと思いますが、「自分たちのことは自分たちで決める」ということで基本的には理に適っているのではないかと思います。

先生がご紹介されたように、マティアス・クムは、グローバル立憲主義の基礎が「人間の尊厳と自律性の理念へのコミットメント」にあるとしていますが、むしろ、他者との関係で自律的かつ自由な生を最もよく実現できるのが「国家」という単位であるということは、現代の社会についても当てはまるのではないのでしょうか。もちろん、山元先生のように啓蒙され教養を持った方であれば、他国における人権侵害や不正など、グローバルな事象についても理解し、関心を持って発言し、行動することができるでしょうが、多くの一般の市民にとってはおそらく、自分が住み、税金を支払っている国のことだけが問題なのであって、彼らは他国のことにそこまで関心を持ってないのではないかと思います。そうすると、グローバルな民主政とか立憲主義とい

うのは成り立つ前提を欠くのではないか。そういう意味で、ナショナルなレベルでのデモクラシーに基礎に置くというのは、いまの時代でも非常に意味のあることで、山元先生の議論を伺っていると「グローバル」の名の下での「押し付け」の問題があるのではないかという疑問を抱きました。

二点目として、先ほど横大道先生がおっしゃっていた「ご都合主義的な比較憲法学」の危険性について山元先生はどのように考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。お話のなかで、山元先生は非嫡出子法定相続分違憲判決の例を挙げられましたが、結局のところ「道具」として「グローバル」な論拠を利用しているのではないかという疑義がぬぐえません。というのも、非嫡出子の例ではたしかに、グローバルスタンダードを持ち出すことが少数者抑圧的な立法を覆すのに役立ちましたが、実は、グローバルな論拠を持ち出す以前に「実体的な判断」として、それを用いることが抑圧につながるのか、それとも自由の保障につながるか、ということも計算しているようにも感じますし、実際、自国における抑圧を正当化する論拠としてグローバルな論拠を用いることも可能でしょう。私は、アメリカのトランプ現象、イギリスのブレクシット、東欧の民主制の危機といった現在の世界の一連の事象を見ていますと、リベラル・デモクラシーの観点から「グローバル」という言葉を「優れた」道具として活用できる時期には、いずれ終わりがくるのではないかと危惧します。ですから、われわれはもっと実

体的な議論で、つまり、人間の尊厳や自律的な生といったグランドセオリーを深めていくことによって憲法学の基礎理論をつくるべきで、「グローバル」それ自体を目標とすべきではないと思います。グローバルな立憲主義を追及する場合には、なぜそこに価値があるのか、そして、いかなる範囲で価値があるのか、という実体的な議論を慎重に進めていかないと、われわれ憲法学者はまた目標を失うのではないかと危惧しています。別の言い方をすれば、ご講演のなかで山元先生は、樋口・比較憲法学について「西洋社会の過度の理想化言説」であるという批判をされていて、私もまさにそのとおりだと思ったのですが、それに引き付けていうと、山元先生の議論は「『グローバル』の過度の理想化言説」にならないかという懸念を抱いたわけです。この点、先生のお考えをお聞かせいただければ幸いです。

**山元** 栗島さんのような立場と私が提示した立場は、最も根本的なところでぶつかり合う二つの考え方の対決だと思っています。「主権・自決権アプローチ」で考えるほうが、今後のグローバルな世界を生きている人たちにとってプラスなのか、それとも、そのような考え方には限界があるのか、ということですが、この問題は、実証的にしか解決されないとと思っています。ですので、仮に目標はお互い同じだとして、アプローチとしてどちらがいいのかということ、事実が恐らく決めていくのであって、理論が精緻だからどっち



が勝つとかっていう話ではないだろう、と思います。

ですので、私から見ると、これまでの日本の憲法学は、自己統治観念を前提とした「主権・自律権アプローチ」の方に寄り過ぎているのではないかと考えています。ですから、これからの憲法学のフォーラムでいい感じでぶつかり合い続けられればいいと思います。ところが、憲法学界に「人権アプローチ」論者がおらず、みんな「主権・自決権アプローチ」で議論しようとする、議論が一方的なものになってしまうと思います。

それからグローバルって言う言葉は、ともするとナショナルはどうでもよく、グローバルが上から押さえつけにくる、というふうに捉えられてしまうかもしれないですが、私は、グローバルな要請とナショナルな要請が競争するイメージを抱いています。自律的な人間はどうすればつくれるか、あるいはよき市民社会はどのようにすればつくれるか、というテーマに関して、もし国内的視点からナショナル一本でいけるというならば、それはそれでよいと思います。ただ、それだけで本当にうまくいくのか、というのが私の疑問です。

だから、ナショナル一本にこだわって大切にしていたときに、例えば、外国人排斥にいく危惧はないでしょうか。例えば、今ナショナルな枠の中に、国民と外国人が共存しています。外国人が増えるにつれて、国民身分の<特権性>が意識されるようにならざるを得ません。現代国家は、ますます国民身分と外国人身分という二つの身分に属する者が共生する社会となっています。「主権・自決権アプローチ」だけで、この問題に対処することができるのでしょうか。「主権・自決権アプローチ」に潜んでいる排除の論理に対抗する「人権アプローチ」を育てていくことは重要ではないか、と思っています。

**岡田** 新井先生から補足したいとのこと。

**新井** 私も栗島さんと同じような感想を持っています。小畑郁先生がおっしゃる「地球のどこかに住める」という言説、あれは本当なのかっていうことを、私自身は思うところがあります。人々は、本当にどこにでも本当に住んでいいか、と。先般、インドの未開の地に欧米人が立ち入ったら、当地の原住民に弓で撃たれたといった話がありました。こうした話は、結構、難しい問題だと思います。伝統的なことを無視することで起きるこうした問題は、実は残ってはいるように思います。ただ、山元先生の問題提起は、一つの結論だけで何かを決定するのではなく、二つとか三つとか複数の見方をしてもよいのではないかとといったところにあるように思われます。私の昔の同僚のある英文学者（大貫隆史）は、「ア・ダブル・アイ (a double eye)」という言葉を用いて、一つの片目で二つのことを同時に見ることに意味があるのではないかとこの問題提起をしている。この視点はとても重要だと私は思っております。要は、これまでの憲法学は、非常に美学的な観点から、唯一の憲法学が何かということを追求してきたけれども、他方である意味、雑多な、さまざまな憲法学の在り方を考えてもよいのかなと。そういった問題提起を含んでいるのではないかと思っております。

**清水潤（白鷗大学）** 白鷗大学の清水です。西洋社会を理想化して、それに追い付けというか、それに日本社会を近づけるための学として戦後憲法学があったのではないかと、という現状の分析と、それに対する批判的な視点を示していただいたと思います。日本社会に限らず、東洋社会が西洋社会と違うというオリエンタリズム的な発想は、日本の戦後憲法学に限らず、西洋の政治思想史においても主流的な発想かと思えます。モンテスキューの議論は典型です。実際、そういうのは必ずしも誤りばかりではなくて、西洋社会では貴族

が王に抵抗するときに、それを法という道具立てで行うということをやってきた。それに対し、西洋以外の国では、そういう実践を欠いていて、支配の道具として法を捉えるということが多かったのだらうと思います。これは、山元先生が指摘された樋口陽一先生や水林彪先生の議論に限らず、戦後憲法学とは基本的に関係ない森村進先生の教科書でも指摘されていることかと思えます。西洋社会の法と日本社会の法に何か根本的に異なるものがあり、それは歴史的な背景の違いに由来するという伝統的な発想自体を否定されて、基本的には両者は大差ないもの、同質のものとして語りうる、と山元先生はお考えなのでしょうか。

次に、フラットな比較憲法学が可能なのかということをお聞きしたいと思います。英語圏の比較憲法学は、例えばヘイトスピーチの規制のように、アメリカがあまりにも例外主義的になり過ぎ、それを打開するヒントを外国に求めようという動機があるようにも感じられます。固有の歴史と問題を持った人たちが、自分の立場から外国を見るという、そういうものとして伝統的に法学は形成されてきたと思うのですが、それを乗り越えて、経済学とか、ポリティカル・サイエンスのようにフラットな科学としての法学を目指すべきなのか。世界的に共有された問題に対して、英語で論文を書いていくというような学問的世界を目指されているのか。それとも、自国の問題意識に基づき、自国語で発信するという伝統的な法学が残り続けるのでしょうか。

**山元** どうもありがとうございます。西洋社会の過度の理想化が問題だ、というのは、私の基本的な問題意識の一つです。私が違和感があるのは、そこに現れた権威主義的トーンとでもいうものでしょうか。すなわち、西洋

社会を知る自分たちだけが特権的に認識することができることの想定されている、<理想的な西洋>と<駄目な国日本>の二元論の発想です。

例えば、ハンガリーでもロシアでもトルコでもポーランドでもいいですけど、いろいろな問題を抱えている国々は様々あって、<理想国>と<駄目な国>の二つのうちのどちらかの中に入るわけではないでしょう。もしかしたら、それらの国々と比べて日本のほうが少しましな国のほうに入ってるかもしれないぐらいだとは思いますが、多様なものを多様なものとして受け止めない、非常に物事をゆがめてしまうように思われます。

それから、グローバル比較憲法学のイメージですが、国際憲法学会のほかにも、ICON-S<sup>3</sup>という学会があります。こういうところでワークショップやると、隣の人はラテンアメリカの人で、こっちは中国の人で、こっちは韓国の人で、という具合です。このような場では、固有の興味関心やそれぞれの国でのエクスペリエンスを交換し、そこから、リサーチグループが生まれたり、ジェネラル・セオリーをつくる試みがうまれたり、だとか、いろんな動きが生まれています。

ですから、フラットっていうとみんな、横並びに並んでいる、というイメージになってしまうのかもしれませんが、そうではなくて、むしろ、日本の憲法経験を伝え、他国の人々に分かち合ってもらうことが重要だと思っています。ともすれば、日本の憲法学者は、日本の憲法を理解することは、日本に住み日本語を話すことができ、日本の社会を知ってる人にしかできない、というふうに暗黙に考えてしまい、自分たちで文化障壁を高めているように見えることがあります。

3 参照、山元一「日本の立憲主義の権威主義化?」『憲法研究』3号(2018年)105-106頁。

**聴講者** グローバルの中で果たして平等に比較した憲法学っていうのができるのか。と申しますのは、人権っていうものも、確か小谷先生もおっしゃったと思うんですけども、歴史的な問題もありますし、政治的な意味が非常に強いなっていうのを感じたんです。アプローチの仕方が違う人権ってあるのかなってちょっと思うんですね。

例えば北朝鮮の経済制裁とかは、人権を逆に利用しているんじゃないか。アメリカが人道支援とか言ったりしてますけども、最終的には果たしてどこまで正義をもってなされるのかなってという疑問には感じています。

そういう政治体制が異なるところでの人権というのは、当然に平等に議論はできない話じゃないですか。そういった部分と、先ほどおっしゃったように、民主国家の優越性の視点を持って、どうアプローチしたらいいのかという漠然な質問ですけれども、よろしくお願いします。

**山元** 非常に大切なお話だと思います。人権のところだけお答えすると、ご指摘にありますように、人権は、一つの外交的カードとして政治的な道具として使われてきた、ということをお忘れしてはならない、と思います。

アメリカの外交では、かつて自分たちの気に入らない国に対しては、人権がないと攻撃することが目につきました。外交的に問題がある国だけ人権問題を取り上げて批判し、アメリカにとって大切な石油の出る国に対しては決して人権を口にしない、というような、ダブルスタンダードを採用する傾向がありました。特に国際関係において人権というシンボルが悪用される可能性について、常に意識する必要があります。

それから、アジアに関していうと、アジア的人権論というのが、かつて強く主張されました。これは、アジアにはアジアに固有な人権についての考え方があって、とする主張です。

しかし、その実態は、個人への抑圧を正当化し、支配者に都合のいいような議論であったように思われます。あるいは、かつての中国は、開発のための人権（中国的人権論）を主張しており、それによると、国は国民の飢えをなくするために、生存権を実現するために頑張っているのだから、それを円滑に行うために政治的自由は制約されても仕方がない、と主張されました。

このように、過去に世界で人権が、そういうような使われ方をしたというのは、いくらでもあると思います。それをきちっと分析・検討することはとても大切だと思います。それは恐らく、グローバル比較憲法研究の重要な課題の一つになるのではないかと、思います。

**岡田** ありがとうございます。前半のご講演と今の議論の中で、山元先生のグローバル立憲主義についてのビジョンが垣間見えたかと思っています。それに対して、同じ憲法学者でありながら、それぞれの見方、アプローチ、意見もそれぞれ違ってきます。共感するところもあり、または受け入れがたいところもあり、悩みもあると。

ただ、これが健全な討論の場なんだろうなと思うわけですね。同じような考えの人と結論ありきの討論をするのでは、これほど不毛なことはない訳です。その意味で、本日のシンポジウムでは憲法学界の健全な多様性を再現する意義があったのではないかと思います。いずれにしても、簡単に答えが出る話ではないので、また引き続きこういった議論ができればなと思っております。

長時間にわたり、お付き合いいただきましてありがとうございます。これで本日の講演会を終了させていただきます。





**【講演者プロフィール】**

**山元 一 (やまもと はじめ)**

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。博士（法学）。東北大学教授等を経て現在、慶應義塾大学教授、放送大学客員教授。シアンスポ・パリ法科大学院招聘教授、パリ第二大学招聘教授、パリ第一大学招聘教授などを歴任。所属学会として、日本公法学会（理事）、国際人権法学会（事務局長）、全国憲法研究会（運営委員）など。

主著として、『現代フランス憲法理論』（信山社、2014年）、『グローバル化と法の変容』（共編著、日本評論社、2018年）、『グローバル化時代の日本国憲法』（放送大学教育振興会、2019年）など。

**【コメンテーター】**

**新井 誠 (あらい まこと)**

広島大学大学院法務研究科教授

**小谷 順子 (こたに じゅんこ)**

静岡大学人文社会科学部教授

**木下 和朗 (きのした かずあき)**

岡山大学大学院法務研究科教授

**徳永 貴志 (とくなが たかし)**

和光大学経済経営学部准教授

**横大道 聡 (よこだいどう さとし)**

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

**岡田 順太 (おかだ じゅんた)**

白鷗大学法政策研究所長・法学部教授

**【追記】**

この講演会は、科学研究費補助金基盤研究(C)「日本憲法研究の国際比較—グローバル立憲主義の形成における日本憲法の寄与可能性」(課題番号17K03357)の成果の一部である。

